

はり、きゅう及び マッサージの施術を受ける際の療養費の支払いについて

全国健康保険協会船員保険部では、「はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧施術療養費」の支払いについて受領委任制度を導入しています。

受領委任制度とは



療養費は、原則償還払い（一度、患者が医療費の10割を負担し、保険者への申請により保険給付分が払戻しされる）ですが、受領委任制度の導入により、登録された施術者は患者に代わり保険給付分を保険者に請求できるため、患者の施術所窓口での負担は、一部負担金（3割又は2割）のみとなります。

はり、きゅう及びマッサージの施術を受ける皆様へ

はり・きゅうやマッサージの
施術を受けられる際は、以下の点にご注意ください。

- ① 施術所で施術を受けた時は、必ず領収証を受け取り大切に保管しましょう。
※交付された領収証は失くさずに保管してください。また、必要であれば、一部負担金の明細書を発行してもらうこともできます。（発行手数料はかかりません）
- ② 療養費の支給申請書に押印する際は、施術を受けた日付や施術内容・金額を確認のうえ押印しましょう。
- ③ はり、きゅう及びマッサージの施術を受け療養費を申請する場合は、文書による医師の同意が必要です。初めて施術を受ける方や、同意期間を超えて施術を受ける方は、必ず医療機関を受診し同意書の交付を受けてください。

